

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、昭和42年10月から43年2月までは2万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額記録については、昭和49年1月は11万円、同年2月は11万8,000円、同年3月は11万円、同年4月及び同年5月は11万8,000円、同年6月は11万円、同年7月は11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、各事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月1日から43年3月1日まで
② 昭和49年1月1日から同年8月1日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社（現在は、C社）で勤務していたが、保管している給与明細書とねんきん定期便を比較したところ、いずれの事業所でも、申立期間において、標準報酬月額よりも高い給与を支給されており、厚生年金保険料も多く控除されていた。

当時の給与明細書を提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額

から、昭和 42 年 10 月から 43 年 2 月までは 2 万 4,000 円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②に係る申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、昭和 49 年 1 月は 11 万円、同年 2 月は 11 万 8,000 円、同年 3 月は 11 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 11 万 8,000 円、同年 6 月は 11 万円、同年 7 月は 11 万 8,000 円に訂正することが妥当である。

なお、各事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、各事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、各事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

岩手厚生年金 事案 944

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③の標準賞与額の記録については、86万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から3年10月1日まで
② 平成15年8月8日
③ 平成16年6月25日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成19年7月20日

私は、申立期間①について、A社B支社（出向先は、C社）に勤務していたが、給与から控除されていた厚生年金保険料とねんきん定期便に記録されている保険料納付額が相違していることに気が付いた。

給与から控除されている保険料額からすると標準報酬月額はねんきん定期便に記録されている額より高くなると思うので納得できない。

また、申立期間②から⑤までについて、A社（出向先は、D社）に勤務していたが、賞与から控除されていた厚生年金保険料とねんきん定期便に記録されている保険料納付額が相違していることに気が付いた。

賞与明細書の総支給額とねんきん定期便の標準賞与額が相違しており納得できない。

申立期間①から⑤までに係る給与及び賞与明細書を提出するので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬月額等」という。）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険

料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額等を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額等の範囲内であることから、これらの標準報酬月額等のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間③について、申立人及びA社から提出された出向先のD社の賞与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準賞与額を超える賞与額の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間③の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から 86 万 9,000 円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人から提出された出向先のC社の給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は同額であることが確認できる。

また、申立期間②、④及び⑤については、申立人及びA社から提出された出向先のD社の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準賞与額より低額又は同額であることが確認できることから、申立期間①、②、④及び⑤については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当該期間の賞与支払額について誤った届出をした旨回答していることから、事業主は、賞与明細書で確認できる賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から8年6月1日まで

私は、A社に自宅を営業所として提供し勤務していたが、申立期間において、給与のほかに定額で支給されていた自家用車借上代が標準報酬月額に含まれていない。

間違いなく支給されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のA社に係る標準報酬月額の記録について、オンライン記録では自家用車借上代が標準報酬月額に含まれていないと申し立てている。

しかしながら、当該事業所の元事業主及び当時の事務担当者は、「自家用車借上代は給与とは別に支給していたので、その分の厚生年金保険料も控除していなかった。」と供述している。

また、申立人と同様に当該事業所に勤務し、自宅が営業所となっていた元同僚は、「自家用車借上代は、給与とは別に定額で支給され、標準報酬月額には含まれていなかった。」と供述している上、当該元同僚のオンライン記録による標準報酬月額は、当時支給されていたとする給与と同額となっている。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立人から提出された当該事業所に係る給料支払明細書によると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う給与が支給され、同標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月頃から 55 年 3 月頃まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。会社主催の技能コンクールで優勝したときの表彰状を提出するので厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人から提出された表彰状により、時期及び期間は不明であるが、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について当該事業所に照会したが、申立期間当時の資料が保管されていないため申立内容については不明と回答があった。

また、当該事業所が加入しているB健康保険組合に照会したが、資料保管期間が経過しているため、申立人に係る記録は確認できないと回答があった。

さらに、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は申立期間の一部を含む昭和 46 年 3 月 3 日から 51 年 10 月 31 日までの期間及び 54 年 9 月 1 日から同年 10 月 16 日までの期間は、夫の被扶養者と記録されている上、国民年金被保険者台帳によると、夫が厚生年金保険の被保険者でなくなった日の翌日の 51 年 11 月 1 日付けで国民年金の強制加入被保険者として資格取得していることが確認できるところ、申立人は、国民年金及び国民健康保険の加入手続を夫が行ったことを記憶している旨供述している。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険被保険者記録が見当たらない上、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間において申立人の厚生年金保険被保険者記録が無く、被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。